

委員 長 報 告

(常任委員会・特別委員会)

1. 総務常任委員会	1
2. 農林商工常任委員会	6
3. 建設運輸常任委員会	9
4. 社会文教常任委員会	11
5. エネルギー・環境問題特別委員会	14
6. 災害対策特別委員会	16
7. 情報化推進対策特別委員会	17
8. 次世代育成支援対策特別委員会	19
9. 過疎対策特別委員会	20

平成 2 1 年 7 月
全 国 知 事 会

1 総務常任委員会

総務常任委員会委員長 岡山県知事 石井正弘

去る7月2日、総務常任委員会を開催し、政策提案並びに政策要望の地方行財政関係及び国際化・基地・領土関係の提案・要望案について審議しましたので、その概要をご報告いたします。

なお、これからの議論を待つべき内容も一部含んでおります。これらについては、必要に応じ、午後あるいは明日までの議論を踏まえ、適宜、修正を行ってまいることとしておりますので、予めお断りいたします。

まず、政策提案の「1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について」であります。

各委員会で取りまとめました「提言」や「主張」などを基本として、「第二期地方分権改革」、「直轄事業負担金制度の改革」、「地方分権改革に対応した地方税財源の確保・充実」、「地方消費税の引き上げ」、「地方交付税の復元・増額」、「行財政改革の推進」を求めています。

次に「2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について」であります。これは、引き続きの政策提案であります。国と地方の代表者が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる「(仮)地方行財政会議」の法律による設置を求めています。

次に、政策要望の地方行財政関係について、第一は、地方税財政対策についてであります。

地方財政を取り巻く環境は大変厳しく、多くの地方公共団体において行財政改革に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、地方税収入の低迷、累次の景気対策の実施等により大幅な財源不足が続き、地方財政は危機的な状況にあります。地方はこの間、職員削減や給与カット、事務事業の徹底した見直し等により、歳出総額で国をはるかに上回る削減を行うなど、徹底した行革努力を行

った上で、必要な住民サービスの維持に努めてきたが、今後も不断の行革努力を行っても、社会保障関係費等義務的経費の増加により、財源不足額はさらに拡大する見込みであります。

このため、地方の歳出に見合った税財源の確保に近づけるよう税源移譲を行い、国税と地方税の税源配分を当面5：5にするとともに、地方消費税の充実等により偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を構築することを要望しています。

地方交付税については、地方財政計画に地方公共団体の財政需要を適切に積み上げ、その総額を確保し、財源調整・財源保障の両機能の一体的な復元・強化を図るとともに、「地方共有税」とすることにより、地方固有の共有財源であることを明確化し、地方財政の安定的な運営を確保することを要望しております。

また、国と地方の役割分担を見直し、国庫補助負担金の廃止などを含め、一体的に権限・事務・財源を移譲することを要望しています。

具体的要望としては、地方税に関し、国と地方の税源配分をまずは5：5にする抜本的な見直しを行うこと、偏在性が小さく安定的な税体系を構築することと地方消費税の引上げ、地方の自動車関係税制の維持などを要望しております。

このほか、地方交付税に関しては、その総額の確保を図ること、財源調整機能・財源保障機能の一体的な復元・強化、「地方交付税」を「地方共有税」に変更することなどを要望しております。

地方債に関しては、支払利率の高い既発の地方債の繰上償還についての条件緩和を要望しております。

第二は、「新たな地方公会計制度における会計基準の整備について」であります。

新たな地方公会計制度における会計基準を整備するに当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえたうえで、地方自治体の意見を幅広く聴取し、最大限反映させることを要望しております。

第三に、「道州制に関する基本的考え方について」であります。

道州制の検討に当たっては、真の分権型社会を構築するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編を含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要があることを踏まえ、全国知事会の「道州制に関する基本的考え方」に掲げた7つの基本原則を前提として検討することを求めています。

続きまして、地域国際化・基地対策・領土問題・拉致問題等関係についてであります。

第一は、地域国際化の推進についてであります。

地域の国際化を推進するため、国際交流等事業への支援の拡大や、多文化共生社会の体制の整備、海外日系人や在留邦人等に対する支援、地域国際化の基盤整備の一環として、地方空港・港湾のC I Q体制の整備・充実を図ることを要望しております。

なお、在留外国人について、一昨年より要望しておりました正確な居住実態を把握する制度の整備については、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が現在開会中の第171回国会において成立し、外国人住民を「住民基本台帳法」の適用とすることとなりました。

第二は、基地対策の推進についてであります。

今年度は基地内における環境問題について、周辺住民が安心して生活できるよう環境法令等国内法が遵守されるようにすること、今年大きな問題となっている新型インフルエンザ等新たな感染症に対し、基地内において発生した場合の速やかな情報提供を行うことや、アスベスト問題のように周辺環境へ大きな影響を与える場合は関係地方公共団体職員による立ち入り検査が出来る仕組みを確立するなど適切な対応をとることなど、住民の安全確保・環境保全対策の推進、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること等を要望しております。

また、昨年に引き続き、米軍人等による事件・事故の再発防止策や、日米合同委員会に地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」の設置を求め

るなど国民の生活と人権を守る観点から日米地位協定の抜本的な見直しを要望いたしております。

第三は、北方領土及び竹島問題の早期解決についてであります。

引き続き北方四島の早期返還のため、粘り強い外交交渉を行うとともに、国民世論並びに国際世論の喚起について要望しております。

また、竹島問題についても、領土権の早期確立のため国際司法裁判所による解決を含め外交交渉の新たな展開を図ること等を引き続き要望しております。

第四は、拉致問題の早期解決についてであります。

北朝鮮は昨年6月、日朝実務者協議において「拉致問題は解決済み」としていた従来の立場を変え、拉致問題の解決に向けた具体的行動のための再調査の実施を約束したものの、その後検証可能で完全な非核化を実現するための具体的努力を全く行わず、それどころか本年4月に国連安保理決議違反であるミサイルを発射し、その後も5月に地下核実験、7月にもミサイル発射を繰り返している。

政府は、このような北朝鮮に対し、厳重に抗議し国連安保理決議1718号の履行を強く求めると共に、国際的な後押しを最大限に生かし、拉致問題の徹底的な全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国、拉致の疑いのある方々の事実確認が実現するよう、引き続き強く要望いたしております。

第五は、昨年度新規に加えた「難民漂着事案等に対する体制とマニュアルの整備について」に関する要望です。状況は変わりませんので、今年度も引き続き要望いたしております。

第六は、昨年度より要望に加えた「座礁放置された外国船舶の処理等」に関する要望であります。今後、このような問題が続くことが想定されますので、昨年同様これらを国の責任できちんと処理をする制度の確立を要望いたしております。

また、委員会当日は、内閣官房国家公務員制度改革推進本部事務局より洲上審議官にお越しいただき、「自律的労使関係制度の措置に向けた検討につい

て」ご説明をいただいたところであります。

以上のような結果でありますので、よろしくご審議いただくようお願い申し上げます、私の委員長報告といたします。

2 農林商工常任委員会

委員長 神奈川県知事 松沢 成文

去る7月1日、農林商工常任委員会を開催し、明年度の農林・商工関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

第一は農業の振興についてであります。

まず、「食料・農業・農村基本計画」の見直しに当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業構造改革が着実に進展するよう、地方と十分協議の上、より効果的な施策を講じることを要望しております。

具体的には、食の安全・安心と食料の安定供給のため、高病原性鳥インフルエンザに関連した野鳥の調査・監視及び情報開示に至る体制強化や、発生した場合のまん延防止対策等のほか、BSE対策の適切な実施、農薬の飛散防止技術の開発・普及、食育推進の国民運動の展開、環境保全型農業の技術開発の推進、輸入食品の検疫体制の強化、配合飼料価格安定制度の充実・強化などを求めています。

農業の持続的発展については、認定農業者や集落営農組織の経営体質の強化のための支援措置の充実、米政策改革について、地域の実情を踏まえた米づくりの本来あるべき姿やその実現に向けたプロセスの明確な提示、東アジアへの輸出促進に当たっての相手国での商標登録の監視体制の強化、農業用燃料・資材の急激な価格高騰対策等について要望しております。

また、中山間地域における農業生産の継続や多面的機能の確保のため、平成22年度以降も中山間地域等直接支払制度を継続することについても要望しております。

次に、WTO農業交渉関連については、十分な重要品目（センシティブ品目）数の確保など日本提案の実現のほか、EPA・FTA交渉についても農業の持続的な発展が可能となるよう交渉を進めることを要望しております。

また、特に、日豪EPA交渉について、日本の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切な対応をするよう求めています。

第二は、林業の振興についてであります。

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに地球温暖化防止にも貢献するため、多様な森林整備を推進する施策の充実強化、国産材の流通施策の充実等を要望しております。

また、森林整備法人等の抜本的な経営改革を推進するため、分収林制度の見直しや支援制度の拡充など総合的な対策について、地方の意見を十分に聴きながら検討していくよう求めています。

第三は、水産業の振興についてであります。

水産業の健全な発展を図るため、漁場環境・水産資源等の保存及び管理対策、省エネルギー型漁業への転換や収益性向上の取組みのための施策推進などを要望しております。

第四は、中小企業の振興についてであります。

昨年秋以降の急激な景気・雇用情勢の悪化により、中小企業、小規模企業や個人事業主は、極めて厳しい経営環境に置かれております。

このような状況に対応し、中小企業経営基盤の強化を図るため、緊急保証制度の円滑な運用、今後の経済情勢の推移を踏まえた指定業種の拡大や制度の延長など、中小企業の資金調達に万全を期すること、また、積極的に中小企業融資を行うよう金融機関に対して強力に働きかけることなどを要望しております。

さらに、地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、経営革新や新規創業、人材の育成等に対する支援などを要望しております。

第五は、雇用対策の推進についてであります。

極めて厳しい雇用情勢に対応するため緊急雇用対策本部を設置し、経済団体に対して雇用維持を要請するとともに、2度に渡り、国への提言・要請を行いました。その結果、雇用創出に係る交付金の要件について一定の見直しが見られたところですが、引き続き国と地方が連携しながら、地方の主体性を活か

した実効ある雇用創出に取り組む必要があるため、交付金の要件の更なる見直しや、潜在成長力を高める政策への重点的な投資による効果的な雇用対策への取組みなどを求めています。

3 建設運輸常任委員会

委員長 山口県知事 二井 関 成

去る6月16日、建設運輸常任委員会を開催し、明年度の建設・運輸関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

まず、社会資本整備の推進等についてであります。

第一に、道路関係については、道路財源の確保・充実、高規格幹線道路網の着実な整備、事業評価手法の見直しなどを要望内容としております。

第二に、鉄道整備等の推進について、整備新幹線の既着工区間の早期完成、未着工区間の着実な推進、並行在来線の健全な運営のための所要の対策、リニアモーターカーによる中央新幹線の地域と十分に調整を図り早期実現を図ることを要望するとともに、第三として、港湾、空港等の交通拠点の効果的、重点的な整備の推進、内航フェリー等の安定的な運航を確保することなどを要望しております。

第四に、観光立国確立に向け、訪日観光客の短期滞在査証に係る手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備促進を図ることなどを要望しております。

第五に、都市環境等の整備の計画的な推進及び都市近郊緑地を保全するための所要の対策を講じること、また、第六として、汚水処理については、下水道のみならず、集落排水、浄化槽等の整備による汚水処理人口普及率の向上と、汚泥の有効利用について要望しております。

続いて、第七として、国土保全対策については、近年の豪雨・地震災害を受け、国民生活の安定・向上に資するため、治山、治水事業等のハード対策及び情報システム整備等のソフト対策の充実、局地的な短時間集中豪雨に対応した降雨予測体制の充実・活用等を要望しております。

また、第八として、水資源対策については、水資源開発施設の建設コスト縮減と早期完成、既存施設の効果的活用等による水利用の安定性の向上等につい

て要望しております。

最後に、第九として、社会資本整備重点計画を推進するに当たって、地方公共団体の意見を十分踏まえ、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図るよう要望しております。

続きまして、地方振興の推進についてであります。

第一に、都道府県・市町村双方の意見を十分に反映した地方再生等の推進を要望しております。

第二に、山村、離島等特定地域の振興対策の推進、第三に、地域における科学技術の振興を図るため、産学官の連携を促進するとともに、地域イノベーションの創出につながる支援策を積極的に推進するよう要望いたしております。

4 社会文教常任委員会

委員長 愛知県知事 神田真秋

去る6月30日、社会文教常任委員会を開催し、明年度の社会・文教関係の要望案を取りまとめましたので、その概要を報告いたします。

要望の第一は、「社会福祉及び保健医療対策等の拡充」に関するものであります。

この分野については、一昨年 of 全国知事会議において、厚生労働省の対応について、多くの知事から強い批判の声が出されたことを受けて、改善を求める前文を記載しておりました。その後、厚生労働省では知事と大臣・事務次官との協議の場を設けるなど一定の努力を行っておりますので、今回は、これを踏まえ、他の分野と同様、前文を記載しないこととしました。

「社会福祉施策の推進等」のうち、高齢者施策については、高齢者の介護予防及び自立生活支援の施策の拡充などとともに、介護サービスを担う人材の確保のための多面的な取組を要望しております。特に、本年度は介護報酬が増額改定され、経済危機対策の一環として介護職員処遇改善交付金も創設されることから、これらの処遇改善措置の効果を十分検証し、今後の報酬改定に当たって適切な対応を行うことが重要であると考え、新たに要望しております。

障害者施策については、障害者自立支援法の一部改正案が国会で審議中であり、法案成立後には具体的な制度内容を定める政省令の改正が予定されております。同法の改正については、昨年11月に全国知事会として提言を行い、その内容が改正法案にも反映されておりますが、引き続き、政省令の改正についても、地方の意見を十分に聴取し、反映するよう要望しております。

また、生活保護制度については、昨年度、地方分権改革推進委員会の第一次勧告及び推進要綱を受けて国と地方の協議の場が設けられ、本年3月に、運用面の見直しを中心に改善の方向性について取りまとめが行われました。今後、この取りまとめに基づき制度の見直しを行うにあたっては、地方の意見を十分

に反映することを要望しております。

保健医療体制の整備等については、引き続き、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図ることを要望しております。特に、救急医療、周産期医療、小児救急医療など、とりわけ医師確保が困難な分野における診療報酬の見直しや、地域の実情に応じたさらなる医学部の定員増、医療関係職種の役割分担や業務範囲の在り方の検討、総合医の育成、開業医の政策医療への協力、住民の救急医療の適正利用を促す取組の強化、救急医療や救急搬送体制の充実強化等を要望しております。

また、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、制度導入当初の混乱がようやく沈静化しつつありますが、引き続き、制度の趣旨や財政の仕組み、保険料の算定・徴収等について周知徹底や理解の促進を図り、迅速な制度の定着に努めること、また、新たな措置の実施や保険料の負担軽減措置の継続によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することのないよう、引き続き国が責任をもって対応することを要望しております。

平成17年度の総務・財務・厚生労働の3大臣による合意に基づく、国民健康保険の財政基盤強化策については、今年度までの時限措置とされていることから、その継続と国による十分な財政措置を要望しております。

さらに、新型インフルエンザ対策の推進については、6月30日の社会文教常任委員会で「今後の新型インフルエンザ対策に関する要望」を取りまとめましたので、この内容を引用しております。具体的には、国家的な危機管理の問題であるという基本認識の下、世界規模で感染が拡大している新型インフルエンザ（A/H1N1）への国や都道府県における取組みを踏まえ、「行動計画」や「ガイドライン」を病原性に応じて柔軟に対応できるようにすること、医療体制の確保、国における十分な財政措置などを求めております。また、この秋以降、病原性の強いウイルスへの変異や新たな強病原性ウイルスの発生も懸念されますので、それらの場合に備えた対策として、かねてから要望しております、従来の感染症法の枠組みを超えた法令の整備や、対策の実効性を高め

るための知事への権限付与なども求めております。

第二は、「人権の擁護に関する施策の推進」に関する要望であります。

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進及び実効性のある人権救済制度を早急に確立すること、特に、児童・高齢者・障害者等に対する虐待や、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実と必要な支援措置を要望しております。

第三は、「教育施策の推進」に関する要望であります。

「教育改革の推進」については、地方公共団体が、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現できるよう、教育改革のための環境整備、次期教職員定数の改善計画の早期策定、中核市等への県費負担教職員の人事権移譲の検討に当たっては地方の意見を十分踏まえること、また、いじめ問題の抜本的解決に向けた取組、スクールソーシャルワーカー活用事業等の事業目的が円滑に達成できるよう十分な配慮を行うことを要望しております。

「政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し」については、任命権者が政令指定都市、給与負担者が都道府県という「ねじれ」状態の見直しの早期実施などを求めています。

「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の在り方」については、国等による経費の応分負担を求めることとしております。

「国立大学法人運営費交付金の在り方」については、その見直しに当たっては、国立大学の地域における「知の拠点」としての機能・役割についても十分配慮するよう求めております。

「高等学校施設の耐震化の促進」については、公立小・中学校施設と比べ、国の耐震化支援が十分とはいえない高等学校施設の財政上の早期の支援を求めております。

5 エネルギー・環境問題特別委員会

委員長 茨城県知事 橋本 昌
(代理 群馬県知事 大澤 正明)

去る6月24日、エネルギー・環境問題特別委員会を開催し、来年度の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

第一は、資源エネルギー対策の推進についてであります。

まず、エネルギー政策については、安定供給の確保を図ることを第一義的目標に、国内対策・対外対策を総合的・計画的に推進すること、また、エネルギー政策について国民の理解と合意が得られるよう最大限の努力を払うことを要望しております。

電源三法交付金制度については、制度の改善や水力発電施設周辺地域交付金相当部分の交付期間延長を、新エネルギーについては、技術開発や導入に対する支援、国の「経済危機対策」にも盛り込まれた小水力発電の設置促進のための手続の迅速化・簡素化、さらに、電気事業者による買取量の拡大及び買取価格の引上げ促進、グリーン電力証書を二酸化炭素排出削減量として認証する制度の創設などを要望しております。

さらに、原子力政策については、国民の信頼と理解を得ながら進めること、特に、一昨年の新潟県中越沖地震で原子力発電所が被災し、国民の不安を招いたことを踏まえ、原子力発電所等の安全を確保すること、また、原子力防災対策を充実することなどについて要望しております。

第二は、環境保全対策の推進についてであります。

地球温暖化対策等については、昨年北海道洞爺湖サミットにおいて、長期目標を共有することを合意したことに対応するためには、本年6月に公表された中期目標を踏まえた国内での取組及び国際的枠組みづくりが重要であり、国全体が一体となって取組み、実行性のある対策を着実に推進すること。特に、

自動車に関し、排気ガス及びCO₂削減に係る総合的対策を推進することなどについて要望しております。

さらに、光化学オキシダント濃度の上昇要因については、国際的な対応も視野に入れた対策を講じることについて、要望しております。

生物多様性の保全等については、2010年の愛知・名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議が開催されることから、各地域で総合的な対策が推進できるよう、施策の充実や地方公共団体等と連携・協力し、必要な支援と広報・啓発活動を行うことを要望しております。

廃棄物対策等の推進については、廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるための諸施策を充実することや、産業廃棄物等の不法投棄防止のため、排出者責任の徹底や費用負担徴収方法などについて見直しを図ること。また、拡大生産者責任の考え方を徹底し、製造段階から廃棄物の発生を抑制する取り組みを促進すること、海岸漂着物対策について、地方が混乱を生じないように対策を講じることなどを要望しております。

アスベスト対策の推進については、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、健康被害を発見するための検診制度の確立や石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制の強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ることを要望しております。

6 災害対策特別委員会

委員長 新潟県知事 泉 田 裕 彦

去る7月8日、災害対策特別委員会を開催し、明年度の災害対策関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

初めに、災害対策の推進については、災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、災害予防対策を充実し、応急体制を一層整備するとともに、被災地の地方公共団体への財政措置の充実強化を要望しております。

また、新たな項目として、平成22年3月31日をもって期限が切れる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について延長を要望しております。

次に、大規模災害に対する復興支援については、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合の国における所要の措置などについて引き続き要望しております。

次に、国民保護の推進については、本年4月の北朝鮮によるミサイル発射事案の際に、国から地方公共団体への迅速な情報伝達的手段として活用された緊急情報ネットワークシステムの受信端末数の制限の緩和などについて要望しております。

7 情報化推進対策特別委員会委員長報告

委員長 徳島県知事 飯泉 嘉門

去る7月6日、情報化推進対策特別委員会を開催し、平成22年度の地域情報化関係の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

第1は、「全国均衡のあるブロードバンド環境の整備等」についてであります。

都市と地方の地域間格差、同一自治体の中でも中心部と周辺部の格差、いわゆる地域内ディバイドが生じることがないように、全国均衡のあるブロードバンド環境の整備を求めるものであります。

具体的には、規制緩和を含む支援策を大幅に拡充することや整備後の安定的な運用を確保するため、ランニングコストに対する支援策を要望しております。

第2は、「地上デジタル放送への円滑な移行」についての要望でございます。地上アナログ放送が停止される2011年7月まであと2年となり、まさに最終段階に入ってきたといえます。

このため、すべての国民が地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるように、適切な措置を講じるよう要望しております。

具体的には、中継局ロードマップについては、アナログ時の放送エリア100%カバーに向け、整備が行われるよう、放送事業者に対する指導等を引き続き適切に対応することや中継局整備に当たっては、地方公共団体に負担を求めることなく、国による支援措置の拡充による確実な整備を進めることを要望しております。

また、中継局からの電波によるカバーエリア外においても、遅くとも2010年中にエリア内との格差なく受信が可能となるよう、国の責任において地域の実情に応じた適切な措置を講じることを要望しております。

さらに、区域外再送信の同意については、関係する放送事業者に対し適切な

指導を行うこと。受信機器の多様化・低廉化の実現、衛星利用による暫定的な難視聴対策の対象となる世帯への周知徹底、暫定期間中における身近な生活情報や緊急・災害情報など生活に密着した情報を提供する手法を検討し、対策を講じること。地上デジタル放送の受信を口実とした詐欺的行為対策、受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設の受信調査、施設改修の早期実施に向けた働きかけを行うこと。「新たな難視」対策については、国及び放送事業者の責任と負担で取り組むことを要望しております。

また、新規要望といたしまして、「情報セキュリティ対策の推進」として、地方自治体に管理責任がある個人情報をインターネット上に意図的に流出する行為の禁止、罰則規定の法整備、プロバイダへの発信者情報の開示を可能とすることについて要望しております。

以上です。

8 次世代育成支援対策特別委員会

委員長 三重県知事 野 呂 昭 彦

去る6月29日、次世代育成支援対策特別委員会を開催し、来年度の要望案をとりまとめましたので、その概要を報告いたします。

まず、諸外国に比べ少ない社会保障給付費における児童・家族関係給付について大胆かつ効果的な財政投入を行い、子育て家庭への手当の充実や育児休業中の所得保障の充実、子育て支援税制の実施など経済的支援を強化すること、また、すべての親子を対象とした子育て支援サービスの充実や質の向上を図ることを要望しております。特に「安心こども基金」については、市町村の財政状況その他地域の実情を十分踏まえ、保育需要への円滑な対応や多様な取組が可能となるよう、弾力的かつ十分な支援を行うことを求めています。

また、産科・小児科医の確保をはじめ、次代の親となる子どもたちを健やかに育てる取組みを進めることなどを要望しております。

働き方の見直しについては、子育て支援に積極的な企業に対する税制優遇措置の拡充、中小企業の一般事業主行動計画策定に対する支援策の充実、事業所内保育施設の設置及び運営に係る助成の充実、出産・子育てに併せた多様な働き方ができるよう雇用環境の改善を図ることなどを要望しております。

さらに、結婚や出産、子育ての意義・素晴らしさ等について国民的関心を惹起するための取組みや、あらゆる主体が次世代育成支援に参加する機運づくりについても要望しております。

次世代育成支援は、わが国の最重要課題のひとつであり、これらの取組みを早急に進めることを求めるものであります。

9 過疎対策特別委員会

委員長 長野県知事 村井 仁

去る6月17日、過疎対策特別委員会を開催し、明年度の過疎対策関係の要望案を取りまとめましたので、その概要を報告いたします。

初めに、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を今年度末に控える中、過疎対策を国家的課題として捉え、過疎地域の特色ある発展を目指すための施策を総合的に展開できるよう、平成22年度を初年度とする、時代に対応した新たな過疎対策法を制定することを要望しております。

そのうえで、過疎地域の指定要件と指定単位については、現行の過疎地域を引き続き指定することを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割を的確に反映したものとするよう要望しております。

続いて、医療の確保や移住・交流対策の推進などについて、広域的な連携も含めて課題に対応するための仕組みと財政措置を構築すること、また、高度情報通信基盤や高規格幹線道路等の道路網の整備のほか、過疎地域の環境と特性を活かした産業振興の支援を要望しております。

さらに、ソフト対策を充実・強化するとし、その財源として、過疎市町村における過疎対策基金の創設を支援することを要望しております。

最後に、地方交付税などの充実による過疎市町村の財政基盤の強化と、過疎対策事業債の対象を拡充することなど、7項目にわたって、過疎地域に対する支援策を強化拡充することを要望しております。